

# 横須賀版学校運営協議会 Q & A 集

## <第2版>

本Q & Aは、学校運営協議会についての理解促進や設置に向けた準備、設置後の協議会の充実を図るために、よくある質問を横須賀市の各学校の状況と全国の事例などを踏まえてQ & A形式でまとめたものです。

予測困難で変化の激しい社会の中で、学校や子どもに関わる問題も多様化、複雑化しています。子どもの教育を学校だけが担うのではなく、保護者や地域社会も一体となって学校と目指す目標を共有し、連携協働しながら子どもを育てていくことが一層大切になっています。

学校運営協議会は、どのような学校をつくっていくか、どのような子どもを育てたいかという目標を保護者や地域社会と共有し、子どもの教育に関わる皆が、知恵を出し合い、当事者意識をもって学校運営に参画する仕組みです。

このQ & Aをお読みいただき、学校運営協議会制度の理解を深め、地域や子どもの実情に合った学校づくりと地域の連携・協働への取組の充実にお役立てください。

**※本稿は第二版となります。今後も各協議会からの質問を取りまとめながらQ & Aを随時発行していきます。内容に変更があった回答や新規の質問は目次を太字にしています。今後も再版の際には内容をご確認ください。**

<令和4年 4月発行>

# 目 次

Q 1	学校運営協議会とは何ですか？	3
Q 2	学校運営協議会が設置される背景は何ですか？	3
Q 3	学校運営協議会は学校ごとに設置しなければいけないのですか？	3
Q 4	「コミュニティ・スクール」とはなんですか？	4
<b>Q5</b>	<b>神奈川県内や全国の設置状況を教えてください。</b>	<b>4</b>
Q 6	「横須賀版」学校運営協議会としていますが、「横須賀版」の特色や一般的な学校運営協議会との違いは何ですか？	5
	＜特色①＞機能の簡潔・明確化	5
	＜特色②＞持続可能な体制の構築	6
	＜特色③＞学校運営協議会本部の設置	6
Q 7	文科省の「基本方針の承認」と横須賀版の「教育目標、ビジョンの共有」とは、具体的にどう違うのですか？	6
Q 8	横須賀版の二つ目の機能にある「取組・支援について協議する」とはどういうことですか？	7
Q 9	「学校運営協議会」を始めたら何か支援活動をしなければならないのですか？	7
Q10	「学校運営協議会」は学校のことを全部決めるのでしょうか？	7
Q11	どのような人を委員として推薦すればよいのでしょうか？	8
<b>Q12</b>	<b>委員は何人選出するのでしょうか？</b>	<b>8</b>
<b>Q13</b>	<b>委員はどのような身分になるのでしょうか？また、委員に報酬は支払われるのでしょうか？</b>	<b>9</b>
Q14	学校評議員会は今後どうなっていくますか？	9
Q15	授業づくりや教育課程の編成にどのようなメリットがあるのでしょうか？	9

- Q16 学校運営協議会が設置されると、教職員の働き方改革にもメリットがあると聞きました。事例があれば教えてください……………10
- Q17 最初から学校運営協議会をうまくスタートさせられるか心配です。地域や保護者の人にも理解してもらえるか心配です。……………11
- Q18 地域の人や保護者にも説明が必要だと思いますが、どうすればよいですか？……………11
- Q19 設置した後はどのように進めていけばよいのでしょうか？……………11
- Q20 委員以外の方を会議に出席させることはできますか？……………12
- Q21 今後、教育委員会はどのような取組を行いますか？……………12**
- Q22 地域にとってメリットはありますか？……………12
- Q23 報酬を辞退することはできますか？ ……………13**
- Q24 委員を引き受けた時の事務手続きには、何が必要ですか？ ……………13**
- Q25 学校評価に係る「学校関係者評価」は学校運営協議会の委員が行うのですか？**  
**学校運営協議会で行う場合は委員や学校は何を意識すればよいですか？ ……………14**

## Q1 学校運営協議会とは何ですか？

法律上では「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5に位置付けられ、平成29年より設置することが努力義務化され、全国で設置が進んでいる制度です。

地域・保護者・有識者などの皆様と学校が目標を共有し、一定の権限と責任をもって学校運営に参画する仕組みです。幅広い視野で、学校運営に対する知恵を結集させることで、学校・家庭・地域社会が一体となって、より良い教育の実現に取り組むことをねらいとしています。

## Q2 学校運営協議会が設置される背景は何ですか？

これからの学校では、様々な立場の人たちが教育について知恵を出し合い、協力して横須賀の子どもを育む学校運営協議会の仕組みが必要です。

例えば、新型コロナウイルス感染症による一斉休校や、それによる教育課程の再編成は誰も予想できなかったことです。その際には、保護者や地域との協力や合意形成を図ることが必要な場面も多くあったことと思います。また、少子高齢化、教員の不足など、すでに予想されている問題も多くあります。さらに、横須賀市では、地域の特徴や子どもの実態などが学校ごとに異なり、抱えている課題も様々です。

学校運営協議会の委員は、地域の方や保護者だけでなく、学校の課題や目指す学校像から幅広い視点で選ぶことができます。横須賀市内の学校が自校のよさや特色をいかしながら、よりよい学校をつくっていくためにも、幅広い視点から学校運営や必要な支援について知恵を出し合うことができる、学校運営協議会の設置を進めています。

## Q3 学校運営協議会は学校ごとに設置しなければいけないのですか？

学校や地域の実情に合わせて学校運営協議会は設置することができます。その形は大きく分けて二種類です。一つの学校に一つの学校運営協議会を作る単独型と、複数の学校で一つの学校運営協議会を作る複数型です。全国的に見ると、単独型が主流です。(Q5参照)横須賀市では、各学校が地域や学校の実情に合わせて選択します。また、既に学校と地域住民等が、子どもの健全育成について話し合えるような組織がある場合は、それらと連動させて学校運営協議会をつくっていくこともできます。

小中一貫教育をさらに推進するために中学校区で一つの学校運営協議会を設置し、それを活用することは有効な手段の一つです。しかし市内全域を見渡すと同じ中学校区内でも学校規模や地域の実情が違っていたり、一つの小学校が複数の中学校区に分かれていたりするなど学校によって実情は様々です。横須賀市では、自分の学校にとってより良い学校運営を行うためにはどういった形が良いか、学校が主体となって選択します。

## Q4 「コミュニティ・スクール」とはなんですか？

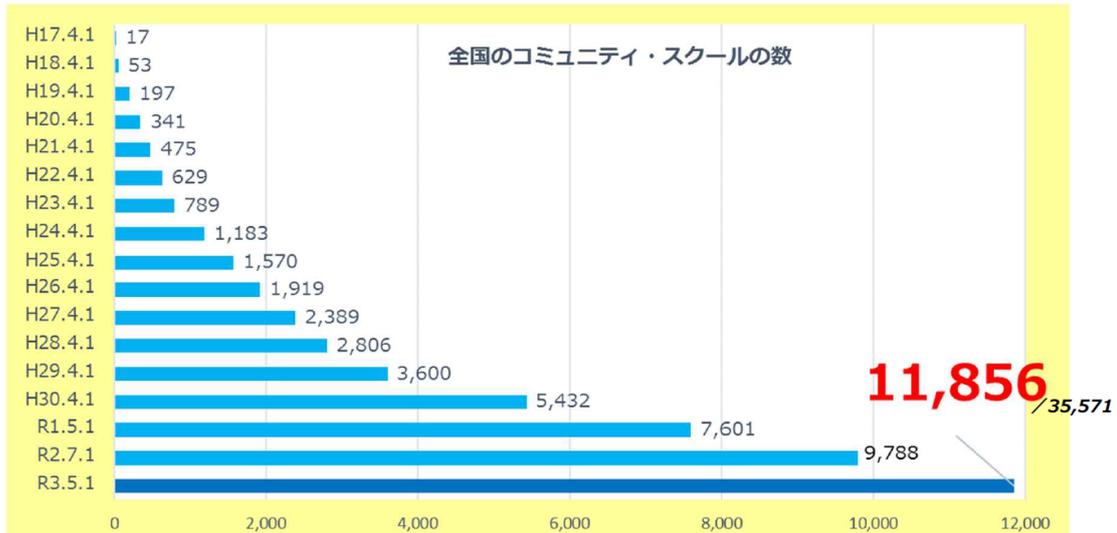
学校運営協議会を設置している学校を「コミュニティ・スクール」といいます。

## Q5 神奈川県内や全国の設置状況を教えてください。

文部科学省による「令和3年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」（調査基準日：令和3年度5月1日）では、神奈川県の599校（58.8%）の学校が学校運営協議会を設置しています。全国の状況については以下です。

### 全国の学校運営協議会の設置状況（令和3年5月1日現在）

- ① 全国公立学校における学校運営協議会を設置した学校（コミュニティ・スクール）の数  
設置校数 11,856校（全体の33.3%）

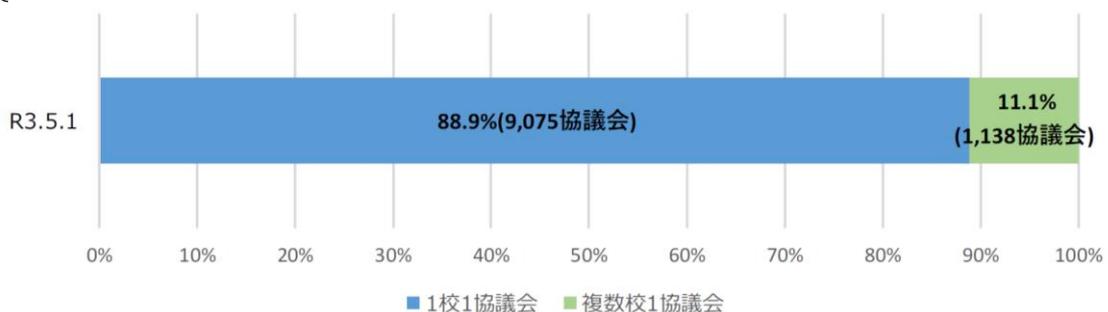


- ② 学校運営協議会の設置状況

全国の学校運営協議会の数 10,213 協議会

1校に1つ設置している協議会の数と校数 9,075 協議会 9,075 校（全体の88.9%）

複数校で1つ設置している協議会の数と校数 1,138 協議会 2,781 校（全体の11.1%）



文部科学省「令和3年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」より

## Q6 「横須賀版」学校運営協議会としていますが、「横須賀版」の特色や一般的な学校運営協議会との違いは何ですか？

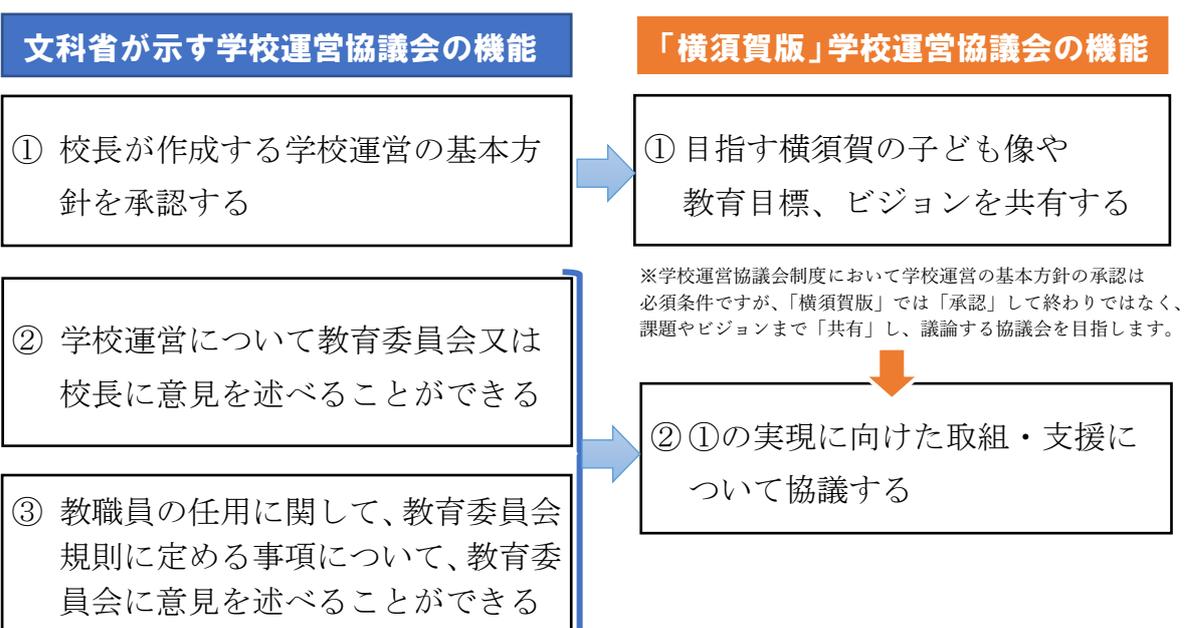
「横須賀版」学校運営協議会は、『学校が地域の中の学校であり続けること ～地域と共に創る学校 地域に愛される学校 地域を愛する子どもを育む学校～』を目標に掲げ、学校、保護者、地域住民が一体となり、共通の目標・ビジョンをもって、子どもたちを育む組織を目指します。また、人口減少が進む横須賀の将来を見据えて、学校と地域との協働活動を通して、地域コミュニティを醸成し、未来の地域づくりを担う子どもを育てることを目標としています。

文科省が示している学校運営協議会は、学校と地域住民等が「地域でどのような子どもたちを育てるのか」、「何を実現していくのか」という目標やビジョンを共有し、学校運営への必要な支援を協議する機関とするといった意図があります。「横須賀版」の特色は、その意図をしっかりと踏まえた上で、以下の三つの特色をもたせています。

- ① 機能の簡潔・明確化
- ② 持続可能な体制の構築
- ③ 学校運営協議会本部の設置

### <特色①>機能の簡潔・明確化

文科省の示す一般的な学校運営協議会の機能は下記に示す3点ですが、「承認する」「任用に関して…」等、使用している文言の捉え方が難しく、全国的にも誤解が生じることを危惧する意見が多く寄せられています。横須賀市では、下記対応表のように文科省が示す機能の意図をくみながら文言を整理し、簡潔・明確にすることで、具体的に協議会が何を行うのか、委員が何をすればよいのか、誰でもイメージできるようにしています。



## ＜特色②＞持続可能な体制の構築

公立小中学校は、教職員の異動が多く、学校周辺の地域性や子どもの特性を把握する余裕もない場合があります。子どもの実態を把握し、目標の実現に必要な内部・外部の人的又は物的な資源を年間カリキュラムの中に位置づけたほうが、より豊かな教育活動が展開できることは言うまでもありません。そこで重要な役割を果たすのが学校運営協議会です。

教職員の異動があっても、学校は地域の中に存在し続けます。学校運営協議会が学校と地域住民や保護者とのつながりを作り、学校は、学校運営協議会を通して地域や子どもの特性やニーズをつかむことができます。また、そのアドバイスをいかして、カリキュラム・マネジメントを行い、学校改善につなげていくこともできます。

学校運営協議会は、地域の人や保護者が中心になって運営していくことが理想の姿です。学校に寄り添い、地域の核となってくれる人材を中心に学校運営協議会を運営・継承することで、持続可能な協議会を目指します。しかしながら、そうなるには長い時間がかかることも想定しています。教育委員会としても学校運営協議会が持続可能な協議会となり、発展し続けていくためにも、時間をかけて様々なサポートをしていきます。

## ＜特色③＞学校運営協議会本部の設置

各学校に設置された学校運営協議会を統括する本部を教育委員会に置きます。本部が、学校運営協議会に係る研修、情報発信、運営上の課題についての指導・助言等を継続的にを行い、各学校をサポートします。また、学校運営協議会で話し合い、協議会内で決めきれないようなことや、教育委員会に何か伝えていかなければならないような課題が上がってきた時には、学校と共に組織的に課題に取り組み、その課題解決のための支援・助言を行っていきます。

## Q7 文科省の「基本方針の承認」と横須賀版の「教育目標、ビジョンの共有」とは、具体的にどう違うのですか？

「承認する」という言葉の意味は「その事柄が正しく道理にかなっており、もっともだと認めること」です。つまり「基本方針の承認」とは、学校が目指すべき教育の方向性が間違っていないということを、学校長を含めた委員全員で確認するということです。

横須賀版では、教育の方向性を「承認」した上で、その先の目指すべき目標やビジョン、学校が抱える課題までを「共有」します。「共有」とは、共同所有するということです。目標、課題、状況を「共有」することを機能の一つとしたことで、学校と共に目標達成のために協力し、支え合う関係性を築きます。そして、委員が、目標達成や課題解決のために「家庭でできることは何か」「地域でできることは何か」と自分事として議論する協議会を目指します。「承認」と「共有」の言葉に込めた意味に大きな差はありませんが、「横須賀版」では「承認」して終わりではなく、「共有」し、議論する協議会を目指していきます。

## Q8 横須賀版の二つ目の機能にある「取組・支援について協議する」とはどういうことですか？

「取組・支援について協議する」とは、現在ある教育活動を、学校外の資源を活用してより充実させられないかを話し合ったり、今ある地域の活動を実際の教育活動や学校の支援活動につなげられないかを考えたりしていくことです。

「協議する」とは、目指す学校像や子ども像にせまるために学校は何ができるか、地域や保護者は何ができるか「**熟議**」を重ねていくことです。

「**熟議**」とは、多くの当事者による「熟慮」と「議論」を重ねながら課題解決を目指す対話のことです。幅広くというよりは何か一つテーマをしぼって、話し合いを深めていく様子を想像してもらえるとイメージしやすいでしょう。熟議による活発な議論は、的確に多くの人の意見を反映することができます。学校運営協議会においてはこの熟議が大変重要なポイントになります。学校運営について幅広い視点で意見をいただくことは、学校だけでは気づくことができなかつた意見を取り入れたよりよい学校運営につながります。

一般的な学校運営協議会の機能の一つにある教職員の任用についての意見は、横須賀版では、あくまでも学校の教育目標やビジョンの実現のための取組や支援について協議する中であげられた一般的な意見を伺うものとしています。

## Q9 「学校運営協議会」を始めたら、何か支援活動をしなけければならないのですか？

学校運営協議会で重要なことは「**熟議**」です。まず、子どもを中心にすえた「**熟議**」を行うことが、最大の支援につながることを皆で確認してください。

他地区の事例をもとにご説明します。その学校では、学校運営協議会を立ち上げて、まず今すでに学校にある支援活動探しを行ったそうです。そして、支援活動の一つ一つについて、一年間をかけて熟議したそうです。それにより、活動のねらいが明確になり、子どもにどのような教育効果があるのか再確認ができました。また、学校や地域が抱えていた負担感に気づき、支援活動の形を見直すことにつながったそうです。学校にとって様々な支援活動は魅力的ではありますが、学校運営協議会がしっかりと熟議を行った上で、地域や保護者にとっても無理のない範囲で支援活動を行っていく必要があります。

## Q10 「学校運営協議会」は学校のことを全部決めるのでしょうか？

学校運営の最終責任者はあくまでも学校長です。教育課程の編成の最終決定を校長が行っていくことは、学校運営協議会が設置されても変わることはありません。学校運営協議会は、学校運営に必要な支援に関して協議し、校長は、委員と共有した学校運営の基本方針に沿い、その権限と責任において教育課程の編成等の具体的な学校運営を行います。

## Q11 どのような人を委員として推薦すればよいでしょうか？

委員の選出は、学校運営協議会制度の重要な要素です。学校運営協議会では、単なる意見交換ではなく熟議が重要ですので、委員には、学校運営に参画する当事者意識のもてる方で、学校長が信頼できる方がふさわしいです。

また、学校運営協議会は、子どもの課題や学校運営に関する必要な支援のために、幅広い地域住民や団体等の参画を得るための工夫や調整を行うこともあるため、これらを主導していける方を委員に選んでおくことは重要なポイントです。

さらに、学校の状況によっては、どのような学校を目指していくのか、学校にどのような課題があるのかを勘案して専門的な知識や技能を有する大学教授等の有識者、企業に勤める方等を選ぶこともできます。

規則では下記のような方を委員にするよう定めていく見込みです。

- (1) 保護者 (2) 地域住民 (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 当該校長 (5) 当該教職員 (6) 学識経験者 (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他、教育委員会が適当と認める者

(3)の「対象学校の運営に資する活動を行う者」とは平成29年改正の地方教育行政にかかわる法律において、学校や保護者や地域住民等の間をつなぐコーディネーターとしての役割を担っている者、学校運営への支援活動を行っている地域の自治会やPTA等の団体の取りまとめを行う立場にある者、学校運営を支援するボランティア活動を経験した者等を具体的な例としています。

## Q12 委員は何人選出するのでしょうか？

対象学校の校長及び教職員以外の者は1協議会で8名以内とします。2校以上の学校で1つの協議会を設置する場合は、1校あたり8名を上限として、状況に合わせた適正な規模とします。地域住民や団体等の参画を得るためにも、厳選した8名を選ぶように努めてください。

ただし、地域性やその年の学校の状況によっては必ずしも8名でなければならないというわけではありません。最初は、少ない人数でスタートして学校運営協議会の活動に見通しを持つことができるようになったり、委員が自分の役割を理解し始めたりしたタイミングで、徐々に委員の数を増やしていくなど、学校と委員に負担のないような工夫が必要です。最初は、間違いなく学校の力になってくれる人だけを委員として選んでおいて、協議会の中で他の委員をどう選ぶか、どのような人をお願いするかなどを熟議することも考えられます。

## Q13 委員はどのような身分になるのでしょうか？

### また、委員に報酬は支払われるのでしょうか？

学校運営協議会は、一定の権限を持って学校運営に関与する機関であるため、その委員は、特別職の地方公務員という身分になります。そのため、報酬は全ての委員（市職員や近隣校の校長などの公務員は除く）に支払われます。

報酬は年額で8,000円です。1年間委員を務めていただいた場合、次年度の4月頃に横須賀市教育委員会から登録していただいた委員個人の口座に振り込まれます。

会議毎の支払いではなく、年額にしている理由は、学校運営協議会が開かれていない時も、委員の皆様には学校の教育目標や教育課程を理解し、常に学校と共に子どもを育てる視点を持ちながら、学校と関係機関や地域とをつなぐコーディネーターとしての役割をお願いするからです。学校もそのことを意識して、会議がない時でも積極的に委員と情報交換したり、特別な対応を考える必要がある場合などは、回数を気にせず臨時で学校運営協議会を開いたりすることができます。

## Q14 学校評議員会は今後どうなっていくますか？

学校運営協議会が設置された後は、基本的に学校評議員は置かないものと考えています。

ただし、学校評議員制度と学校運営協議会制度は基になっている法律が違っており、学校評議員制度は学校教育法施行規則で学校に置くことができるとされているため、横須賀市の管理運営規則でもそのように定めています。学校評議員設置要綱でも学校長から学校評議員の推薦があった場合は、教育委員会が学校評議員を委嘱することを定めています。今後も学校教育法が変わらない限り、学校長が意見具申を求める相談役として学校評議員を推薦する場合は、学校評議員を委嘱するようになります。

しかし、学校運営協議会は、これまでの学校評議員が担ってきた学校関係者評価や校長の意見具申役などの機能を組み込むことが可能です。学校運営協議会が設置された後も、学校評議員を併設していくことは可能ですが、その際は設置理由等について教育委員会と協議を行ってください。

## Q15 授業づくりや教育課程の編成にどのようなメリットがあるのでしょうか？

教職員が地域住民やさまざまな組織とつながり、顔が見える関係になります。そうすることで、単元計画の際に活用できる企業や団体等を思い浮かべることができたり、実際の授業に活用して子どもの学びを深めたりすることができます。

例えば、学校運営協議会の中で、総合的な学習の時間の年間計画を伝え、探究課題に関わる専門性のある企業や地域住民を紹介してもらおうようお願いをしたり、地域の課題について委員から直接、情報を収集したりすることもできます。

総合的な学習の時間に限らず、学校の外部の人的又は物的な資源を活用して教育課程を編成する際に学校運営協議会は大きなメリットになります。

## Q16 学校運営協議会が設置されると、教職員の働き方改革にも メリットがあると聞きました。事例があれば教えてください。

既に学校運営協議会を導入している自治体からは、協議会が組織されていたことで、想定外の協議案件が発生しても、改めて会議体を作る必要がなく対応することができたという事例や、学校運営協議会で学校の教育活動における学校・家庭・地域の役割分担を改めて見直した結果、教職員の仕事の負担軽減につながったという事例などが報告されています。

### 学校運営協議会を設置した学校の事例

○コロナ禍の小学校の事例です。緊急事態宣言が発令され学校が一斉休校になった際に、学校運営協議会を臨時で開催し、休校中の家庭学習や課題の受け渡し方法、感染者が出た時の地域の対応等を協議しました。課題の受け渡しはPTAからも協力を呼び掛けてもらい、公園のパトロールは地域のボランティアが行うなど、保護者や地域と連携したことで、長期休校中も大きな混乱は生じませんでした。学校再開後も、学校の消毒ボランティアを地域や保護者から募り対応することができました。

○三学期制を取り入れている小学校の事例です。教員の負担感をどうすれば減らすことができるか、学校運営協議会で熟議しました。通知表に年三回所見を書くことに負担感を感じている教職員が多いことが校長から委員に伝えられました。保護者代表の委員からは「個人面談が年二回あり、その際の資料も充実しているので普段から子どもの様子はよく伝わっています。通知表の所見は年1回でもいいのではないのでしょうか。」という意見が出されました。そのことを委員全員で熟議し、教員は個人面談を含め普段から学校での児童の様子を積極的に保護者に伝えるよう努めること、本人に自身の成長や学期ごとのがんばりを伝える機会を作ることなどが確認され、校長は通知表の所見を年1回とすることを決めました。

○中学校の事例です。その学校では、休日の地域防災訓練に学校の職員や生徒が参加することが慣例になっていました。校長がそのことを課題として捉えていることを伝え、委員で熟議しました。地域防災のために中学生の力は不可欠という意見、その日の訓練を学校の授業として行うことができないかという意見などがでました。校長がそのことを先生に伝え、総合的な学習の時間のカリキュラムの検討を行いました。そして、学年に応じて段階的に地域防災を探究する年間カリキュラムを考えました。委員は、地域防災に係わるゲストティチャーを紹介したり、中学校のカリキュラム合わせて防災訓練の日程の調整を行ったりしました。学校も自校での防災訓練の内容や回数を見直すなどのカリキュラム・マネジメントを行い、授業の一環として地域との防災訓練を行うことができました。

学校運営協議会の設置前後は、組織づくりや協議会の開催の事務、保護者や地域住民等への理解促進等を行う必要があります。そのため、学校運営協議会の運営が軌道に乗るまでは管理職の先生や地域連携担当の先生には一定程度の稼働をお願い致します。

## **Q17 最初から学校運営協議会をうまくスタートさせられるか心配です。地域や保護者の人にも理解してもらえるか心配です。**

学校運営協議会は時間をかけてつくっていくものであり、その成果も時間をかけて現れてくるものです。令和4年度から「スタートする」ということは、横須賀市の各学校が学校運営協議会をつくり始めることであると捉えてください。

おっしゃる通り、初年度から、委員全員が学校運営協議会の効果を理解した状態でスタートさせることは困難です。また、地域性や学校事情も様々な横須賀市においては、各学校が同じようなスタートを切れるわけではありません。

最初からうまくスタートさせられない方が当たり前だと思って、令和4年度の会議は委員を集めて準備をするところから始めてもかまいません。委員が学校運営協議会について理解するために、各地の事例を調べ自校の現状と比較したり、目指す学校像や育てたい子ども像について熟議したりすることから始めても、それも立派な学校運営協議会としての活動になります。

## **Q18 地域の人や保護者にも説明が必要だと思いますが、どうすればよいですか？**

学校だよりや学校ホームページ、PTA総会等で積極的に周知して行ってください。「学校運営協議会は設置しなければならない」のではなく、「学校運営協議会は今後の学校経営や子どもの豊かな学びに必要」という視点で地域の方々に周知していくと、理解されやすいです。

## **Q19 設置した後はどのように進めていけばよいでしょうか？**

まずは学校の目標やビジョンと課題を共有することです。その後、できるだけ具体的な課題やビジョンについて熟議します。その際にたくさんのテーマについて熟議するのではなく、できるだけ一つにしぼると、委員の理解が深まり、それぞれの果たすべき役割やその役割に応じた解決策や方策が考えられるようになります。

また、協議会で熟議されるものに対して、毎回のように明確な答えを出す必要はありません。委員の様々な立場からのアイデアや新しい考え方が、今後の方針を決定していく学校長のヒントになります。

そして、年度末には必ず学校運営協議会の委員の皆さんで一年間を振り返りましょう。学校運営協議会で熟議されたことから、目標が達成されたり、課題が解決されたりしたことは積極的に共有します。そうすることで、委員が手応えを感じ、得られた成功体験がさらに学校運営協議会の機能を高め、学校運営全体の充実・改善につなげることができます。

## Q20 委員以外の方を会議に出席させることはできますか？

出席させることは可能です。協議する内容によって、必要があるときは、教職員や児童生徒、専門的事項に関し学識経験を有する者、教育委員会事務局職員やその他の者に出席を求めることができるとしています。

他地区の事例においても、学校として目指す学力について、多くの保護者が出席し、拡大の学校運営協議会を開いて熟議をしたり、学校のきまりや校則について児童生徒の代表が参加して学校運営協議会の中で熟議を行ったりするなど、目的に応じて柔軟な対応ができ、たくさんの意見を学校運営に取り入れることができることも学校運営協議会の成果の一つです。

## Q21 今後、教育委員会はどのような取組を行いますか？

各学校、地域が学校運営協議会を推進していくための条件整備やネットワークの構築、研修機会の確保などを積極的に行い、市全体で学校運営協議会の活性化を促進していきます。

令和3年度から小中の校長会・教頭会の代表、教職員代表が参加し、学校運営協議会のより良い在り方を検討する『学校運営協議会推進委員会』を設けています。推進委員会で話し合われた内容については、機会を捉えて情報を共有し、教育委員会の取組の改善に役立てています。委員や教職員に向けての研修会、各校の情報提供、各地域の事例の発信、意識調査なども行っていきます。

また、毎年、各協議会委員の参加を募り、市内の事例発信や取組の充実のための『学校運営協議会情報交換会』を行っていきます。(※令和4年度については12月21日(水)を予定しています。) 今後も時間をかけて市内全域で学校運営協議会の活動が充実し、制度の趣旨がしっかりと浸透するまで学校や学校運営協議会と連携しながら学校運営協議会を推進していきます。

## Q22 地域にとってメリットはありますか？

学校運営協議会では、よりよい学校運営のために地域の人材や団体をどう活用できるかについても協議します。地域と学校の協働活動について、どのように行うことが適切か学校運営協議会で協議していくことが、結果的に地域の活性化や課題解決につながったり、地域の人の生きがいや自己有用感につながったりすることも期待されています。

例えば、学校の消毒や清掃が職員の負担になっていることが学校運営協議会で協議され、その解決のためのボランティアを、PTAだけでなく地域住民からも広く募ったことで、世代間を超えた住民同士がつながり、結果的に地域の方の自己有用感を高め、地域コミュニティの醸成にもつながったという事例もあるなど、学校運営協議会は学校だけでなく、地域にとってもメリットがある制度です。

## Q23 報酬を辞退することはできますか？

辞退することは可能です。

学校運営協議会は、一定の権限を持って学校運営に関与する機関であるため、その委員も特別職の地方公務員の身分を有することになります。そのため、横須賀市では、学校運営協議会の運営等に関する要綱において報酬を支払うこととしております。しかしながら、報酬を受け取ることができない事情等がある場合は、報酬辞退届を教育委員会に提出して報酬を辞退することも可能となっています。報酬辞退届は学校長より受け取ることができます。

なお、国家公務員法又は地方公務員法に規定する一般職の公務員が学校運営協議会の委員に就く場合には、任命権者等の許可又は承認を受けなければ報酬を受け取ることはできませんので、原則としてその方たちには報酬は支給しません。

## Q24 委員を引き受けた時の事務手続きには、何が必要ですか？

学校運営協議会委員の職に従事していただくにあたり、以下の書類を教育委員会にご提出ください。書類の提出は初年度のみです。継続の場合は、必要ありません。また、報酬費の支払いがない市職員等については、書類の提出の必要はありません。

新規登録となる方には必要書類と返信用封筒を教育委員会で準備し、学校長を通してお渡しするようになります。いただいた個人情報については、教育委員会で厳重に保管します。

### 必要書類

報酬振込先口座票（学校運営協議会委員登録用）

振込先口座の通帳の写し

通帳の口座番号等が記載された部分の写しを同封してください。

個人番号カードの写し（マイナンバー）

**Q25 学校評価に係る「学校関係者評価」は学校運営協議会の委員が行うのですか？**  
**学校運営協議会で行う場合は委員や学校は何を意識すればよいですか？**

文部科学省「学校評価ガイドライン」によると、学校関係者評価とは、保護者、地域住民、青少年健全育成関係団体の関係者、接続する学校の教職員、その他の学校関係者などにより構成された委員会等が、その学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、学校の自己評価の結果について評価することを基本として行うものとされています。また、学校関係者評価は学校教育法施行規則の第 67 条において、行うことや結果の公表が努力義務とされています。

学校関係者評価は必ずしも学校運営協議会が行わなければならないものではありませんが、学校関係者評価の定義にあるメンバーは、まさに学校運営協議会の委員として選出される人と重なっており、協議会では毎回の熟議を通して、学校の教育活動に対する意見交換が行われるものと考えています。つまり、学校運営協議会の熟議そのものが学校関係者評価であると捉えることができます。

委員の皆様には、年間を通じて、学校の課題や魅力を発見し、学校が行う自己評価の結果の内容が適切かどうか、実際の取組が適切かどうかを、各学校がたてた学校運営の視点に基づいて協議会の中で意見していただきたいです。また、学校の改善に向けて何らかの提案を行ったり、共に解決するところまで発展的に考えたりしていただけることを期待しています。それらの意見や提案が、学校の自己評価をもとにした学校関係者評価となります。

学校は、これまでのように年度末に改まって時間を作り、学校関係者評価を行わなくてもかまいません。例えば、運動会が終わった後に学校運営協議会を行い、自校の先生方の反省を踏まえ学校としての運動会に対する自己評価を行った後、今後の運動会の在り方を熟議のテーマとして協議します。そこで、委員から様々な意見をいただくことができれば、それが学校関係者評価の一部となります。学校としては、学校運営協議会をうまく活用し、年間を通じて学校関係者評価を行いつつ、それらを蓄積し、学校運営の PDCA サイクルを回し続けるイメージを持ってください。

(事務局)

横須賀市教育委員会事務局 学校教育部 教育指導課

住所 〒238-8550 横須賀市小川町 11

TEL 046-822-8479 (教育指導課)

FAX 046-822-6849 (教育委員会事務局 共通)

